

新しい経済政策パッケージについて

平成29年12月20日

新しい経済政策パッケージ

- 12月8日には、人生100年構想会議や与党における議論を踏まえ、2兆円規模の「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定された。この中で、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額し、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の増分に充てることが明記。

《参考》

○「新しい経済政策パッケージ」(抜粋)

(平成29年12月8日閣議決定)

現行の子ども・子育て支援新制度においては、仕事と子育ての両立は、労働力確保に資するものであり、社会全体で取り組むべき課題であることから、企業主導型保育事業などについては、事業者が拠出する子ども・子育て拠出金が充てられている。本経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税率引上げによる増収分の使い道を見直して活用するとともに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当である。このため、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育の無償化の実施後は、3歳～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児の企業主導型保育事業の利用者負担助成を含む。)と保育の運営費(0歳～2歳児相当分)に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出する。

また、産業界の労働保険料の負担軽減等について、保険財政の動向を検証しつつ、検討する。特に中小企業に対しては、企業主導型保育事業の運営費における企業自己負担部分を軽減する等の助成策を検討する。

新しい経済政策パッケージに要する経費

- 「子育て安心プラン」前倒しの実現に関し、「企業主導型保育事業の拡充」及び「子育て安心プランに基づき増加する保育施設運営費(0～2歳児)」に拠出金を充てること。
※ 次期通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出する。
- 拠出金の追加拠出は、3,000億円を上限とすること。
- 拠出金率の法定上限は0.45%とし、実際に適用する拠出金率は、0.23%から段階的に引き上げ、3,000億円を超えない範囲で設定すること。
- 平成30年度の拠出金率は、0.29%(+0.06%)とし、企業主導型保育事業に300億円程度、保育給付(0～2歳児)に700億円程度、総額で1,000億円程度とする。
- 仮に、保育給付の量的拡充や質の向上に伴い、保育給付が想定より増加した場合には、拠出金を充てることなく、国と地方の負担でまかなうこと。
- 子ども・子育て事業主拠出金の使途、拠出金率及び充当割合については、事業主団体との協議事項とすること。
- 企業主導型保育事業において、中小企業がより利用しやすくなるよう、中小企業に係る運営費等の企業負担の軽減を図ること。

中小企業における企業主導型保育事業の活用促進策について

中小企業における企業主導型保育事業の活用促進として、中小企業が設置する施設に対して以下の措置を実施したい。

- ①運営費の企業負担分を軽減(運営費の 5% → 3% に軽減)
- ②防犯・事故防止のための加算を増額
防犯・安全対策強化加算の単価を10万円/年 → 20万円/年に増額
- ③整備費に共同設置・共同利用のための加算を創設
施設整備段階から共同設置・共同利用する企業を探したり、共同利用する企業と計画段階から必要な調整に係る事務費用に充てるための加算(100万円)を創設
- ④中小企業に対する普及促進策
地域ごとの中小企業向け説明会・相談会を開催(地元商工会議所等と連携して実施)
中小企業が設置した施設の好事例・ノウハウ集の作成・周知(今年度末までに作成・周知)

「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

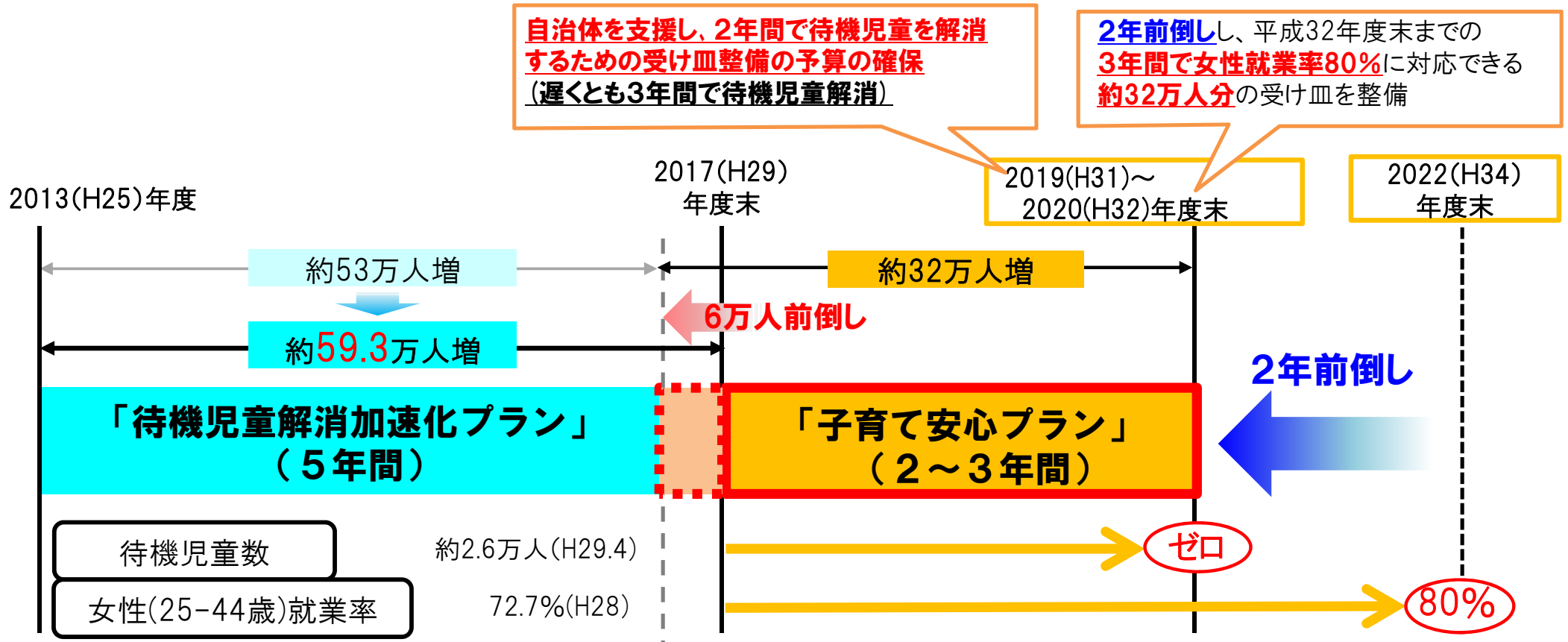
【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018年度（平成30年度）から2019年度（平成31年度）末までの2年間で確保**。（遅くとも2020年度（平成32年度）末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）末までの**5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分**の受け皿整備。

（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2013）



※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援 〕

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔 地域の実情に応じた
子育て支援 〕

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

国主体

〔 仕事と子育ての
両立支援 〕

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)
- ・ベビーシッター等利用者支援事業
⇒残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援